

2018年7月

<https://www.yama1.co.jp>

パートナーメール

オーナー様に不動産資産の管理・活用方法など経営総合情報を毎月お届けしております。

【不動産活用・相続対策】

～ 個別相談会実施 ～

40年ぶりに見直しされる相続分野における民法改正案も閣議決定されましたが
オーナー様の大切な資産を有効活用、維持、継承していくうえで...

“ 税をより意識する ”

事はとても重要です。

資産継承上避けては通れない...



“ 相続税 ”

にスポットをあて

その対策、他資産活用全般に関して、同封別紙のとおり

緊急個別相談会 「不動産活用・相続対策」を実施させていただきます。

相談会では、不動産に係る相続税対策の経験が豊富な税理士も同席致しますので
この機会にぜひ一度ご参加いただければと思っております。

- 相続税とは、財産の権利・義務を親族関係者へ継承された際に係る国税
- 資産の形（現金・不動産・債権等）や資産額により相続税率が相違
 - ・ あえて債権を抱えることで、資産総額を下げるような対策は有効
 - ・ 現金ではなく不動産として所有する事で税率を下げる

・・・etc



相続・借地・投資・売買・賃貸・管理・他
不動産資産の活用

Yamaichi Management Center

ご相談 / お問い合わせは ☎ 03-5851-7131

山一管理センター株式会社

✉ info@yama1.co.jp